

公益財団法人かすがい市民文化財団役員等の報酬等支給規程

(平成 23 年規程第 1 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人かすがい市民文化財団(以下「文化財団」という。)定款第 19 条及び第 34 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 28 条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、文化財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 15 条に定める評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。)第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(常勤役員の報酬)

第 3 条 常勤役員には、別表第 1 に定める報酬を支給する。

- 2 新たに常勤役員となった者には、常勤役員となった日の属する月から報酬を支給する。
- 3 常勤役員が退職したときは、退職した日の属する月まで報酬を支給する。
- 4 常勤役員が死亡したときは、死亡した日の属する月まで報酬を支給する。
- 5 第 2 項又は第 3 項の規定により報酬を支給する場合であって月の 1 日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から勤務しなかった日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

6 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、毎月21日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、理事長が定める。

（非常勤役員及び評議員の報酬）

第4条 非常勤役員及び評議員（春日井市の職員であるものを除く。）がその職務に従事したときは、別表第2に定める報酬を支給する。

2 報酬は、その職務に従事した日ごとに支給する。

（期末手当）

第5条 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する常勤役員には、期末手当を支給する。これらの日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

2 前項に規定する期末手当の額は、正規職員に支給する期末手当の支給割合等を考慮して評議員会が定める。

（退職手当）

第6条 常勤役員（春日井市の職員であった者で理事長が定めるものを除く。）が退職し、又は死亡したときは、退職手当を支給する。

2 前項に規定する退職手当の額は、その者の報酬の月額にその者の勤続期間1年につき100分の100を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、常勤役員が任期満了、傷病（労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1の障害等級のうち1級から7級までに該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。）又は死亡によらず、自己の都合により退職した場合における退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる基準に該当するときは、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60

(2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80

(3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

4 前3項に定めるもののほか、退職手当の支給に関しては、正規職員の例による。

(旅費)

第7条 常勤役員が職務のため旅行するときは、理事長が定める基準により旅費を支給する。

(費用弁償)

第8条 非常勤役員及び評議員が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として、理事長が定める基準により旅費を支給する。

(報酬等の支払方法)

第9条 役員及び評議員の報酬等並びに旅費は、その金額を通貨をもって本人に支給する。ただし、法令に基づき当該金額から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員及び評議員が報酬等並びに旅費の全部を本人名義の金融機関口座へ振込を申し出た場合には、その方法により支払うことができる。

(報酬等の辞退)

第10条 第3条から第6条までの規定にかかわらず、役員及び評議員本人から報酬等の辞退の申し入れがあった場合には、報酬等は支給しない。

(公表)

第11条 文化財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(委任)

第13条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

職 名	報 酬
常勤役員	月額 400,000 円以内で評議員会が定める。

別表第 2（第 4 条関係）

職 名		報 酬
非常勤役員	理事長	日額 20,000 円以内で評議員会が定める。
	理事長以外	日額 10,000 円以内で評議員会が定める。
評議員		日額 10,000 円以内で評議員会が定める。